

山口県報

平成28年
3月25日
(金曜日)

目 次

- 人委規則
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 地域手当に関する規則等の一部を改正する規則……………
- 三 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 三 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「職務の級」を「職務の等級」に、「三一六、九〇〇円」を「三一〇、五〇〇円」に改める。

別表第二中「職務の級」を「職務の等級」に改める。
附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「職務の級」を「職務の等級」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則別表第一の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
11 年 以 上 12 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
12 年 以 上 13 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
13 年 以 上 14 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
14 年 以 上 15 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
15 年 以 上 16 年 未 満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	
17 年 以 上 18 年 未 満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	
21 年 以 上 22 年 未 満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	
23 年 以 上 24 年 未 満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	
25 年 以 上 26 年 未 満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	
28 年 以 上 29 年 未 満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	
29 年 以 上 30 年 未 満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	
32 年 以 上 33 年 未 満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第一条 地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを、「(支給地域等)」に改め、同条中「の地域」を、「の人事委員会規則で定める地域」に改め、「掲げる地域」の下に「とし、これらの項の人事委員会規則で定める公署は、小瀬川ダム管理事務所」を加える。

(地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 地域手当に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年山口県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の十八」を「百分の十八・五」に、「百分の十五」を「百分の十五・五」に、「百分の十三」を「百分の十五」に、

仙台市	百分の六
福津市	百分の五
仙台市	百分の六
福津市	百分の七
仙台市	百分の六

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地域手当に関する規則第二条の規定並びに第二条の規定による改正後の地域手当に関する規則の一部を改正する規則附則第二項及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(特勤勤務手当と地域手当との調整)

第五条 特勤公署で山口県の区域又は職員給与条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める地域に所在するものに勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において特勤勤務手当は、支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤勤務手当等に関する規則第五条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「職務の級が」を「職務の等級が」に改め、同条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十四条第一号中「百分の百五十」を「百分の百六十」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九

平成
二十八年三月二十五日
印刷
発行

発行
所

山口
県知
事庁

十」を「百分の九十五」に改める。
別表第一行政職給料表の項から教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の項までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同表の備考3中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。